

福祉医療機構

1. 独立行政法人福祉医療機構（医療貸付事業）について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を目的として、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の医療関係施設等に対して、その設置・整備又は経営に必要な資金を長期・固定・低利で融資する事業等を行っているところである。

令和8年度予算（案）においては、需要動向を踏まえた融資枠とし、国の政策推進に合わせて所要の貸付条件等の設定等を行うこととしたので、管下の医療機関等に対する周知方よろしくお願いしたい。

また、機構の借入申込みについては、従来より、整備を行う施設等を所管する都道府県知事からの証明書・意見書の提出をお願いしているところであるが、令和8年度においても引き続きご協力をお願いしたい。

さらに、機構融資の借入申込予定者に対しては、予め機構の融資相談を受け、適切な事業計画を策定するようご指導願いたい。

なお、昨今、大きな災害が発生していることから、機構では災害救助法適用となるような災害が発生した場合、災害復旧資金の優遇融資の対応を行っているので、その際には広くご案内をお願いしたい。

（1）事業計画

区 分	令和7年度予算	令和8年度予算(案)	対前年度比
貸付契約額	6,193億円	3,607億円	▲41.8%
資金交付額	6,038億円	3,760億円	▲37.7%

※物価高騰対応資金を含む

（2）令和8年度からの主な改正事項

- 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業に係る融資条件の優遇措置の創設
- 防災・減災に係る融資条件の優遇措置の拡充
- 定期借地権を設定する場合の一時金に対する融資条件の優遇措置期間の延長（令和8年度まで）
- 物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金の融資条件の優遇措置期間の延長（令和8年度まで）
- 地域医療構想対象事業に係る融資条件及び地域医療構想支援資金の融資条件の優遇措置期間の延長（令和8年度まで）
- 複数医療機関の再編等に係る融資条件の優遇措置期間の延長（令和8

年度まで)

(3) 貸付条件の優遇措置

国の政策推進に合わせて所要の貸付条件等の優遇措置を行っており、各事業の詳細、貸付金の算定方法、貸付限度額、償還期間、貸付利率等については、機構において公表しているところ。

①感染症対策を伴う整備事業に係る融資条件の優遇措置

感染症対策を伴う整備事業に係る建築資金について優遇を行う。

【令和11年度末まで】

<融 資 率> 所要額の95%

<貸付限度額> 設定なし

(ただし、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額)

<貸付利率> 基準利率▲0.5%

②地域医療構想の推進に向けた融資条件の優遇措置

地域医療介護総合確保基金の対象事業である病院等の建築資金について優遇を行う。また、病院又は診療所の病床を削減する整備については更なる優遇を行う。【令和8年度末まで】

<融 資 率> 所要額の90% (病床削減の場合：所要額の95%)

<貸付限度額> 設定なし

(ただし、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額)

<貸付利率> 基準利率▲0.5% (病院及び診療所に限る)

※病床削減の場合における当初5年間の貸付利率は以下のとおり

令和8年度借入申込の場合：基準利率▲0.6%

③病院の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置

未耐震の病院(未耐震と証明された建物又は耐震診断の結果Is値が0.6未満の建物をいう。)が耐震化、または免震化するための建築資金について優遇を行う。

<融 資 率> 所要額の95%

<貸付限度額> 設定なし

(ただし、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額)

<貸付利率> 基準利率▲0.5%

(補助対象事業：据置期間中無利子

補助対象外の免震化整備事業：据置期間中基準利率▲1.0%)

④物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金
物価高騰の影響を受けた医療施設に対する長期運転資金について優遇を行う。

<対象事業>

- (1) 前年同月などと比較して、物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業
- (2) (1)に加え、職員の処遇改善に資する加算等を算定し、職員の処遇改善の取り組みを行っており、経営改善計画書を提出した施設・事業
- (3) (1) (2)に加え、病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出を行った施設または地域医療構想調整会議において合意を得て、地域のニーズを踏まえた再編・減床を行う施設・事業

<償還期間>

10年以内

<据置期間>

(1)1年6か月以内 (2)2年以内 (3)5年以内

<貸付利率>

基準利率▲0.8%

直近の事業収益（医業収益）の2月分を上限に

(2)当初2年間無利子 (3)当初5年間無利子

<無担保貸付限度額>

(1) 500万円

(2) (3) 次のうち、いずれか高い額

・ 500万円

・ 直近の事業収益（医業収益）の2月分

<貸付限度額>

・ 病院：10億円

・ 介護老人保健施設および介護医療院：1億円

・ その他の施設、事業：4,000万円

(1)に該当する場合は上記限度額もしくは、以下のうちいずれか低い金額)

- ・物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍

⑤資本性劣後ローンの実施

(4) 協調融資について

機構では、民間金融機関と連携して融資を行う協調融資の利用促進に努めているところである。

なお、協調融資は、事業者にとっても、取引実績の有無に関わらず、機構と提携している民間金融機関から機構融資でまかないきれない追加の融資を受けられる可能性があるなどのメリットがあることから、引き続き各法人等に対して、協調融資の活用について助言をお願いしたい。

(5) その他

融資にあたっては、融資先の法令遵守状況に加え、経営理念に基づき、代表者のリーダーシップのもと法人組織全体が効率よく運営されている体制にあるかどうかガバナンス面について十分に確認を行っているところである。

また、機構では経営サポートセンターを設置し、福祉医療貸付事業等の豊富なデータを基にした確度の高い経営指標や診断手法により、民間の福祉医療施設の経営者や地方公共団体等に対する経営サポート事業を実施しているところである。各都道府県等におかれては、福祉医療サービス基盤の安定的かつ効率的な維持・運営が図られるよう、経営面の課題を抱えている医療法人等に対して、当該事業を改善方策の一つとして案内していただくなど、積極的な活用をお願いしたい。事業の詳細は、機構ホームページ及びWAM NETに掲載しているので、参照されたい。

- ・機構ホームページ

(<https://www.wam.go.jp/hp/keiei-report-r7/>)

- ・WAM NET

(<https://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?Open>)

◎医療施設の融資のご相談先

東日本地域（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）

福祉医療貸付部医療審査課 TEL 03-3438-9937

西日本地域（福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域）

大阪支店医療審査課 TEL 06-6252-0219